

公益社団法人 一関地区法人会 御中
(FAX 0191-23-4330)

入 会 申 込 書

公益社団法人一関地区法人会の趣旨に賛同し入会いたします。
尚、入会の上は、貴法人の定款及び諸規程を遵守し、総会及び理事会の決定に従います。

令和 年 月 日

郵便番号	〒
所在地	
(ふりがな)	
事業所名	
(ふりがな)	
代表者名	役職 氏名 ⑩
資本金	円
法人設立日	年 月 日
決算期	月
従業員数	名
業種	
TEL	
FAX	
ホームページ URL	
メールアドレス	
関与税理士名	
紹介者名	
★個人情報公開の同意 (ホームページや会報への掲載) 同意 ・ 不同意	
(年会費額)	

事務局 処理欄	専務理事	局長	担当者	C・登録	会員台帳	支部へ報告

公益社団法人一関地区法人会年会費

年会費の額は資本金額により下表のとおり定められております。

年会費の納入は原則として会計年度（4月1日より翌年3月末日）により一括納入していただくことになっております。但し、年度途中における加入会員の会費については加入月の翌月から月割り計算とします。

正会員	資本金又は法人形態		年額
		200万円未満	
	200万円以上	300万円未満	6,000円
	300万円以上	500万円未満	7,000円
	500万円以上	700万円未満	9,000円
	700万円以上	1,000万円未満	12,000円
	1,000万円以上	5,000万円未満	17,000円
	5,000万円以上	10,000万円未満	20,000円
	10,000万円以上		30,000円
	組合等特別法人		5,000円
	同一代表者の別法人		2,000円
	支店法人		10,000円
特別会員	事業に賛同して入会したもの		5,000円
	他の支店法人等		2,000円

※ 会費算定の資本金額は、入会時の資本金とする。

但し、会員は資本金の額に変更があった場合は、変更届を提出することとする。

※ (1) 組合等特別法人

協同組合等組合、宗教法人、社団法人、農事法人、財団法人、任意団体等

(2) 同一代表者の別法人

同一代表者の別法人で、次の事項のいずれかに該当する法人

① 代表者が同一であること。

② ①が実質的に主宰していると認められる法人。

但し、各種案内資料等は送付しないものとする。

(3) 支店法人

他管内に本店を有し、管内に営業所を設置している法人。

(支店法人が複数ある場合には、1支店法人しか正会員になれない。)

公益社団法人 一関地区法人会

〒021-0867 一関市駅前1 (一関商工会館3階)

電話 0191-23-4243 FAX 0191-23-4330